

建設業許可申請書等提出書類の閲覧について

建設業法第13条の規定により、建設業者が提出した許可申請書等の書類は公衆の閲覧に供されています。県では、この規定に基づく閲覧所を以下のとおり設置しています。

1 閲覧場所

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課 県庁南別館9階
(和歌山市湊通丁北1丁目2-1)

2 閲覧日及び閲覧時間

月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時

※閲覧申請受付時間：午後9時30分～午前11時30分

午後1時 ～午後4時30分

※閲覧書類の整理等のため、閲覧時間を短縮したり、臨時休日を設けることがあります。

3 閲覧書類

和歌山県知事許可業者の許可申請書等の提出書類

※平成27年4月1日から国土交通大臣許可業者の許可申請書等を閲覧することはできません。

※平成27年4月1日以降に提出された次の書類について閲覧できません。

- ①経營業務の管理責任者証明書
- ②経營業務の管理責任者略歴書
- ③専任技術者証明書（新規・変更）
- ④国家資格者等・監理技術者一覧表
- ⑤資格証明書・卒業証明書等の写し
- ⑥実務経験証明書
- ⑦許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
- ⑧令3条使用人の住所、生年月日等に関する調書
- ⑨株主（出資者）調書
- ⑩登記事項証明書（商業登記簿等）
- ⑪納税証明書

4 閲覧における注意点

- ・閲覧申請は1人1回10件までとします。引き続いて閲覧申請をされる場合は、お待ちの方を優先します。
- ・スペースの都合上、閲覧カウンターは2名までとします。
- ・閲覧書類の写真撮影はお断りします。